

## 農業経営対策事業費補助金等交付要綱

平成12年4月1日  
12構改B第350号 農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成27年10月1日 27経営第1550号農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、全国農業会議所、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「育成支援事業実施要綱」という。）別記4の2に規定する事業主体、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人技能実習生受入機関適正化支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3418号農林水産事務次官依命通知。以下「技能実習適正化支援事業実施要綱」という。）第2に規定する事業主体、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「総合支援事業実施要綱」という。）別表に規定する事業主体、輝く女性農業経営者育成事業実施要綱（平成26年4月1日付け25経営第3730号農林水産事務次官依命通知。以下「輝く女性事業実施要綱」という。）第2に規定する事業主体、消費税適正転嫁等円滑化事業実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第425号農林水産事務次官依命通知。以下「消費税転嫁実施要綱」という。）第2に規定する事業主体及び農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業実施要綱（平成26年4月1日付け25経営第3709号農林水産事務次官依命通知。以下「先端モデル農業実施要綱」という。）第4に規定する事業主体）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### I 農業経営対策事業等

- (1) 育成支援事業実施要綱第3の1の(4)に規定する事業の実施に要する経費
- (2) 人権問題推進事業実施要領第2に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 技能実習適正化支援事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費
- (4) 消費税転嫁実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費
- (5) 総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に規定する事業の実施に要する経費
- (6) 輝く女性事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費

- (7) 先端モデル農業実施要綱第4に規定する事業の実施に要する経費
- (8) 全国農業会議所事業実施要領（平成24年4月6日付け23経営第3426号農林水産事務次官依命通知。以下「会議所事業実施要領」という。）第3に規定する事業の実施に要する経費

## II 農業経営対策地方公共団体事業等

- (1) 総合支援事業実施要綱別表の2の(1)のイに規定する事業の実施に要する経費
- (2) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地問題解決実施要綱」という。）第2に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 担い手経営発展支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手経営発展実施要綱」という。）第2に規定する事業の実施に要する経費
- (4) 育成支援事業実施要綱第3の1の(1)、(2)及び(3)に規定する事業の実施に要する経費

（交付の対象及び補助率）

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表のI及びIIに定めるとおりとする。

（流用の禁止）

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表のI及びIIの事業等に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表のIの区分間における経費の流用、別表のIの区分1の欄中1及び2の経費の相互間における流用、1の(1)から(5)までの経費の相互間における流用、2の(1)及び(2)の経費の相互間における流用、2の(1)の①から③までの経費の相互間における流用、2の(1)の③のア及びイの経費の相互間における流用、2の(2)の①及び②の経費の相互間における流用及び2の(2)の②のア及びイの経費の相互間における流用
- (3) 別表のIIの区分間における経費の流用、別表のIIの区分2の欄中1から3までの経費の相互間における流用

（申請手続）

第4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長（北海道（人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、育成支援事業実施要綱第3の1の(4)に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、技能実習適正化支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、輝く女性事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに担い手農地集積実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに先端モデル農業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務局長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度補助事業者の主たる事業の実施を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

（交付決定の通知）

第6 地方農政局長等は、第4の1の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

（契約等）

第7 補助事業者（地方公共団体を除く。以下第7において同じ。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第8 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合（第9に定める軽微な変更を除く。）には、別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（概算払等の請求）

第10 都道府県、全国農業会議所、育成支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、技能実習適正化支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、輝く女性事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者及び先端モデル農業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者は、第6の規定による交付決定通知をもとに補助金の概算払を請求するときは、別記様式第4号による概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

（事業遅延の届出）

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第4号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第13 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第6号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表（第2関係）Iの区分1、2の(1)①青年就農給付金事業及び②農の雇用事業にあっては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書きの規定を適用し、交付金の交付の決定があった年度の翌年度の6月30日までとする。

2 第4の2のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（適正化法第15条の規定による確定をいう。）の日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(財産の管理等)

第14 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第15 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第14の2の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

#### (補助金の経理)

- 第16 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。
  - 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### (交付決定額の下限)

- 第17 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、次項に掲げる経費並びに農林水産省経営局長が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うものについては、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、人権問題推進事業実施要領第5に規定する事業主体が行う別表Iの区分1の欄に掲げる1の(2)の事業及び全国農業会議所が行う別表Iの区分3の欄に掲げる事業にあつてはそれぞれの事業に係る予算措置額に10分の8を乗じて得た額とする。

#### (報告)

- 第18 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、別記様式第9号により補助金等支出明細書を作成し、別記様式第10号による補助金等概要報告書に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

#### (間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第19 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第16までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
  - (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

#### (基本的事項の公表)

- 第20 平成27年2月3日より前に国から交付された補助金により積み立てられた資金（以下「基金」という。）を保有する補助事業者（以下「基金補助事業者」という。）は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を公表しなければならない。

#### (基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第21 基金補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度を、6月30日までに農林水産大臣に報告しなければならない。

（使用見込みの低い基金等の返納）

第22 基金補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（区分経理等）

第23 基金補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（他用途使用の禁止）

第24 基金は、基金事業以外の用途に使用してはならない。

（基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件）

第25 基金補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第23の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（基金運営に関する監督・指導）

第26 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金補助事業者に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則（平成22年4月1日付け 21経営第6896号）

- 1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この通知により廃止された事業であって、平成21年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成22年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成22年11月26日付け 22経営第4386号）

この通知は、平成22年11月26日から施行する。

附 則（平成23年4月1日付け 22経営第7250号）

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業経営支援対策事業推進費補助金交付要綱（平成20年3月31日付け19経営第7267号農林水産事務次官依命通知。（以下「旧交付要綱」という。））は廃止する。ただし、旧交付要綱によって平成22年度までに実施した事業については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知により廃止された事業であって、平成22年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成23年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成24年4月6日付け 23経営第3574号）

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知により廃止された事業であって、平成23年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成24年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成24年5月14日付け 24経営第422号）

- 1 この通知は、平成24年5月14日から施行する。

附 則（平成25年2月26日付け 24経営第3143号）

- 1 この通知は平成25年2月26日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、平成24年度に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成25年5月16日付け25経営第420号）

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、戸別所得補償経営安定推進事業交付要綱（平成24年2月8日付23経営第2956号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。ただし、廃止前の戸別所得補償経営安定推進事業交付要綱によって平成24年度までに実施した事業については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 この通知により廃止された事業であって、平成24年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成25年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有するものとする。
- 4 平成24年度補正予算において経営体育成支援事業を実施し、完了していない取組については、本要綱の施行後は、本要綱の規定に基づくものとする。

附 則（平成26年3月28日付け25経営第3723号）

- 1 この通知は平成26年4月1日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、平成25年度に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成27年2月3日付け26経営第2821号）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。ただし、第19から第25を除く。  
また、改正前の別表（第2関係）Ⅰの区分1、2の(1)①青年就農給付金事業は、「青年就農給付金基金事業」に、同②農の雇用事業は、「農の雇用基金事業」と読み替える。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第3526号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成27年10月1日付け27経営第1550号）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から適用する。

別表（第2関係）

I 農業経営対策事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 農業 経営対 策事業 費補助 金	1 農業経営支援事業費			
	(1) 経営体育成支援事業費 経営体育成交流啓発事業費 補助事業者が育成支援事業実施要 綱別表1の事業内容欄の4に基づい て行う事業に要する経費	定 額		1 事業内容の新 設又は廃止
	(2) 人権問題啓発推進事業費 補助事業者が人権問題推進事業実 施要領に基づいて行う事業に要する 次に掲げる経費	定 額		2 事業実施主体 の変更
	ア 全国研修会開催費 イ ブロック研修会開催費 ウ 啓発資料作成費			
	(3) 外国人技能実習生受入機関適正化 支援事業費 補助事業者が技能実習適正化支援 事業実施要綱に基づいて行う事業に 要する次に掲げる経費	定 額		
	ア 研修会の開催 イ 相談活動の実施 ウ 実態調査の実施			
	(4) 消費税適正転嫁等円滑化事業費 補助事業者が消費税転嫁実施要綱 に基づいて行う事業に要する次に掲 げる経費	定 額		
	ア 農業者等向けパンフレットの作 成等の啓発活動			



	<p>イ 農業者等向け説明会、税務相談会、転嫁対策検討会の開催等</p> <p>(5) 農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業費 補助事業者が先端モデル農業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>ア 連携プロジェクト実施主体に対する助成</p> <p>イ 有識者謝金</p> <p>ウ 有識者旅費</p> <p>エ 人件費</p> <p>オ 旅費</p> <p>カ 事務等経費</p> <p>キ 委託費</p> <p>2 新規就農・女性活動等支援事業費</p> <p>(1) 新規就農・経営継承総合支援事業 補助事業者が総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>①青年就農給付金事業</p> <p>ア 準備型</p> <p>イ 経営開始型</p> <p>ウ 推進事業</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>（ただし、給付対象期間 1 年につき 1 人当たり年間 150 万円以内、なお、総合支援事業実施要綱別記 1 第 5 2 (2) イの要件を満たす場合は夫婦合わせて上記額に</p>	<p>経費の欄に掲げるアからカまでの経費の相互間における各経費の 30% を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げるア及びイの経費からウの経費への流用</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
--	---	---	--	---

		1.5 を乗じた額)	
	②農の雇用事業	定 額	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用
	ア 実践研修支援		
	イ 推進事業		
	③農業者育成支援事業	定 額	
	ア 技術習得支援(高度農業経営者教育機関への支援)		
	(ア) 地域中核教育機関等の教育の強化を支援するための取組		
	a 地域中核教育機関の学生等への質の高い研修等の取組		
	b 農業経営者育成を担う人材の指導力強化を図るための取組		
	(イ) 優れた経営感覚を備えた農業経営のトッププロを育成するための取組		
	イ 新規就農等相談支援事業		経費の欄に掲げるイの(ア)から(ウ)までの経費の相互間における各経費の 30%を超える増減
	(ア) 新規就農等相談活動事業		
	(イ) 農業就業体験活動事業		
	(ウ) 就農相談会事業		
	(2) 輝く女性農業経営者育成事業費		
	補助事業者が輝く女性事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費		
	① 次世代リーダー支援及び地域女性発展支援	定 額	
	② 女性農業者のネットワーク促進と活躍推進		
	ア 女性農業者の取組の発信強化とネットワーク強化		
	イ 女性の活躍推進に取り組む農業法人等への支援		
2 農地	全国農業会議所事業費		経費の欄に掲げ

<p>制度実 施円滑 化対策 事業費 補助金</p>	<p>全国農業会議所が会議所事業実施 要領に基づいて行う事業に要する 次に掲げる経費</p> <p>ア 情報収集・分析事業費 農業及び農業者に関する調査の 実施</p> <p>イ 情報提供・指導事業費 (7) 農業委員会及び都道府県農業 会議の職員等の資質向上のため の研修会の開催等 (4) 農業委員会の活動点検・指導</p>	<p>定 額</p> <p>2分の1以内</p>	<p>るア及びイの経費 の 相互間におけ る経費の増減</p>	
--	--	--------------------------	---	--

別表（第2関係）

II 農業経営対策地方公共団体事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 農業 経営対策地方 公共団体整備 費補助 金	<p>新規就農・経営継承総合支援事業 補助事業者が総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>農業者育成支援事業 技術習得支援(地域中核教育機関への支援)</p> <p>教育改善計画に基づく取組の実施 ・新たな教育の実施に必要な教育施設の整備</p>	2分の1以内		<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
2 農業 経営対策地方 公共団体事業 費補助 金	<p>1 人・農地問題解決加速化支援事業 補助事業者が人・農地問題解決実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>ア 人・農地プランの見直し支援等事業</p> <p>イ 地域連携推進員の活動支援事業</p> <p>2 担い手経営発展支援事業 補助事業者が担い手経営発展実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>ア 集落営農の組織化・農業経営の法</p>	<p>定額、 1/2 以内</p> <p>1/2 以内</p> <p>定額</p>		<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

	<p>人化等の支援事業</p> <p>イ 担い手経営継承円滑化支援事業</p> <p>3 経営体育成支援事業</p> <p>(1) 事業費</p> <p>補助事業者が育成支援事業実施要綱別表1の事業内容欄の1、2又は3に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費</p> <p>① 都道府県が(1)の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>② 市町村が(1)の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行うのに要する経費を都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>4 新規就農・経営継承総合支援事業</p> <p>補助事業者が総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>農業者育成支援事業</p> <p>技術習得支援(地域中核教育機関への支援)</p> <p>教育改善計画に基づく取組の実施</p> <p>(ア) 新たな教育の実施</p> <p>(イ) 教育体制の強化に向けた取組</p>	<p>定額、 1/2 以内</p> <p>定額、 3/10、1/2 以内</p> <p>1/2 以内</p> <p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げる(ア)から(イ)の経費の相互間における各経費の30%を越える増減</p>	<p>事業の廃止</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
--	--	---	---	--

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（○○○○○○○○事業）\*交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道（人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、育成支援事業実施要綱別表1の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、技能実習適正化支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のA及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、輝く女性事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに先端モデル農業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（○○○○○○○○）には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

- 1 農業経営対策事業等
- 2 農業経営対策地方公共団体事業等

(様式)

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	そ の 他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

6 添付書類

- (1) 都道府県の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- (2) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (3) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し（交付申請書の場合に限る。）
- (4) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

注) 1及び2の様式は、人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、技能実習適正化支援事業実施要綱第4の1に定める事業計画書、先端モデル農業実施要綱別記2の第1に定める事業計画書、会議所事業実施要領第4の1に定める事業実施計画書、総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業計画書、輝く女性事業実施要綱第6に定める実施計画書、育成支援事業実施要綱別記1に定める別紙様式1-3号及び別紙様式1-3号別添1、別記2に定める別紙様式2-3号及び別紙様式2-3号別添1、別記3に定める別紙様式3-3号及び別紙様式3-3号別添1に定める計画書、消費税転嫁実施要綱第6に定める事業実施計画書、人・農地問題解決実施要綱第4の2及び担い手経営発展実施要綱第4の2に定める事業実施計画書に準ずる。



契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇事業）変更承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道（人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、育成支援事業実施要綱別表1の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、技能実習適正化支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、輝く女性事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに先端モデル農業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた農業経営対策事業費補助金等については、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第8の規定に基づき下記のとおり計画を変更し

[金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。  
2 金額の変更のない場合は [ ] の部分を除くこと。  
3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

## 記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

(以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

(注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。  
ただし、総括表（各様式に規定されている場合に限る。）、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇)概算払請求書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道(人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、育成支援事業実施要綱別表1の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、技能実習適正化支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のA及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、輝く女性事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに先端モデル農業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官地方農政局総務部長 殿

(北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局にあつては、  
官署支出官地方農政局総務管理官 殿)

北海道(人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、育成支援事業実施要綱別表1の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、技能実習適正化支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のA及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助

事業者、輝く女性事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに先端モデル農業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた農業経営対策事業費補助金等について、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により  
金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-(B+C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の(様式)の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

第12のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（○○○○○○○○事業）遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道（人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、育成支援事業実施要綱別表1の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、技能実習適正化支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、輝く女性事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに先端モデル農業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた農業経営対策事業費補助金等について、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

（注）表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況（第 〇 四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

- （注） 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。  
2 添付書類については、根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道（人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、育成支援事業実施要綱別表1の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、技能実習適正化支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、輝く女性事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに先端モデル農業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつたこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第13の1の規定により、その実績を報告する。  
(なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。  
2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。  
3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の5（2）の備考欄に間接補



助金の交付を完了した年月日を記載すること。

- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇)仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道(人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、育成支援事業実施要綱別表1の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、技能実習適正化支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、輝く女性事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに先端モデル農業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱及び担い手経営発展実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があつたこの事業について、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第13の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円

(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額 (3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区	事業実施年度			平成	年度	農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分								
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 内容		
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円 (A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内訳		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
		千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		% (B/A)

(注)

- 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。  
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。  
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「(2) (1) 以外の支出」の具体例 >

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

平成〇〇年度補助金等概要報告書

特例民法法人名			
(1) 年間収入（総収入－前期繰越金）			千円(A)
(2) 補助金等の交付実績額			
名称	補助金・委託費の別	交付官庁	金額
-----	-----	-----	千円
-----	-----	-----	千円
-----	-----	-----	千円
-----	-----	-----	千円
合 計			千円(B)
(3) 補助金等の年収比率			%(B/A)